

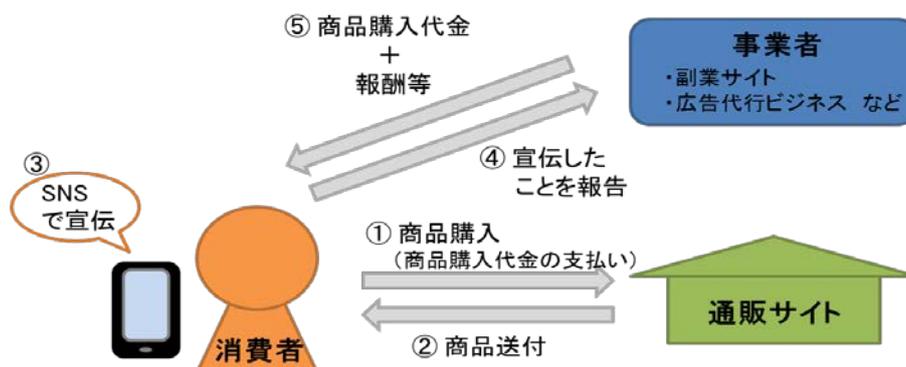
報道発表資料

平成31年 4月11日
独立行政法人国民生活センター

「商品がSNSで宣伝すると報酬がもらえる」といって多額の商品を購入させる儲け話にご注意！

インターネット通販サイトで商品等を購入し、その商品等についてSNSで宣伝すると商品購入代金が支払われるほか、報酬等の収入があるといった儲け話に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。相談事例をみると「多額の商品を購入したが、報酬を振り込んでくれるはずの事業者から報酬が支払われず、連絡も取れなくなった」「受け取った報酬を返金するように言われた」などの相談が寄せられていますのでトラブルの未然防止のため、消費者へ注意を呼び掛けます。

図「商品がSNSで宣伝すると報酬がもらえる」という儲け話の仕組みの一例



1. 相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】商品を購入し、SNSで宣伝すればクレジットカードのポイントが貯まるという広告代行ビジネスの事業者を知人から紹介された。実際に事業者指定された食品、日用品、化粧品などをクレジットカードで約150万円分購入し、SNSで宣伝したところ、商品購入代金が全額入金されクレジットカードのポイントも貯まったので、翌月は約400万円分の商品を購入した。しかし、事業者からの入金がなく、クレジットカード会社に支払いができなくなってしまった。このまま約400万円の商品購入代金を支払わなければならないのか。（2019年3月受付 20歳代 男性）

【事例2】求人サイトで在宅ワークを探していたところ「商品、サービスを試してお小遣いを手に入れる」などと記載された副業サイトを見つけ、興味があったので登録した。仕事内容は副業サイト内で紹介されている商品やサービスを自分で選んで購入し、使用後の感想等のコメントと副業サイトのURLを自分が利用しているSNSに投稿すると、謝礼として商品代金全額と報酬がも

らえるというものだった。健康食品や化粧品など合計 5,000 円をクレジットカードの一括払いで購入し、商品を使用後、領収証と SNS へ投稿した画像を添付して副業サイトへ申請したら、直ぐに謝礼として商品購入代金を含む 1 万円が振り込まれた。ところが後日、健康食品の分の謝礼は返金するよう事業者から連絡があった。返金の理由を尋ねたが回答出来ないと言われた。

(2018 年 5 月受付 20 歳代 女性)

2. アドバイス

(1) うまい話を持ちかけられても、鵜呑みにしないようにしましょう

相談事例には、最初は商品購入代金や報酬が支払われたため、事業者を信用し、さらに商品を 100 万円分以上も購入したところ、入金がなくなり、事業者と連絡も取れなくなったケースもあります。

「簡単に儲かる」などと副業サイト等に掲載されていたり、友人等から紹介されたりしても、その内容を鵜呑みにせず、慎重に判断しましょう。

(2) 勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です

相談事例には、クレジットカードで多額の商品を購入したが、約束の商品購入代金の入金がなかったため自分の預金を崩して支払ったり、借金せざるを得なくなったりしたケースもあります。

こうした儲け話では、消費者が SNS で商品を宣伝するだけで本当に利益が生まれているのか、なぜ消費者に報酬が支払われるのかといった儲かる仕組みがよく分かりません。勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です。

(3) 不安に思った場合やトラブルになった場合はすぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

*消費者ホットライン：「188 (いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

3. 情報提供先

- ・消費者庁 消費者政策課 (法人番号 5000012010024)
- ・内閣府 消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)
- ・警察庁 生活安全局生活経済対策管理官 (法人番号 8000012130001)
- ・経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室 (法人番号 4000012090001)
- ・経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課 (法人番号 4000012090001)
- ・一般社団法人日本クレジット協会 (法人番号 1010005014126)
- ・日本クレジットカード協会 (法人番号 9700150005109)